

▼会場は混雑が予想されます

申告は、待ち時間のない「郵送」や「自宅でのe-Tax」がおすすめです。

○市民税・県民税の申告

申告書を作成し、必要書類を同封して、市役所税務課へ郵送してください。後日、お問い合わせする場合がありますため、電話番号を必ずご記入ください。

手引きや記載例などは、市ホームページで公開しています。ぜひご利用ください。

○所得税の確定申告

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン、タブレット、スマートフォンを使って、確定申告書が簡単に作成できます。

作成した申告書は、e-Taxで送信できるほか、印刷して税務署に郵送することができます。

※所得税の確定申告書は、市役所ではなく、税務署へ郵送してください。

▼申告に必要なもの(例)

1 収入を証明する資料

給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書、収支内訳書、そのほか収入のわかる書類

2 控除を証明する資料

社会保険料の領収書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、寄附金の受領証、医療費控除の明細書、障害者手帳、学生証、そのほか控除の参考となる書類

3 マイナンバーカード(お持ちでない場合は①と②)

①番号確認書類(本人のマイナンバーを確認できる書類)

②身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)

▼来場の際に必要なもの

上記の「申告に必要なもの(例)」のほかに、つぎの書類が必要です。

①申告者名義の口座番号などがわかる書類(通帳、キャッシュカードなど)

②扶養親族のマイナンバーが確認できるもの

③税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ(通知が届いた人のみ)

▼申告会場では受付できない確定申告(直接税務署へ)

- 青色申告、損失申告、準確定申告(納税者が死亡した場合の相続人の申告)、過年度申告
- 源泉徴収票のない人で、所得税の申告をする場合
- 土地・家屋、株、ゴルフ会員権などの譲渡所得の申告(公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む)
- 雑損控除の申告
- 投資信託などに伴う所得の申告
- 申告分離課税を選択する配当所得の申告
- 初めての住宅借入金等特別控除の申告
- 住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除の申告
- 外国税額控除の申告
- 令和7年1月2日以降に幸手市へ転入した人の申告

▼市内在住者の確定申告は春日部税務署で受付しています

住所 春日部市大沼2丁目12番地1

☎048(733)2111 [自動音声ガイダンス]

※受付時間などの詳細は、税務署へ直接お問い合わせください。

市民税・県民税の申告受付が始まります

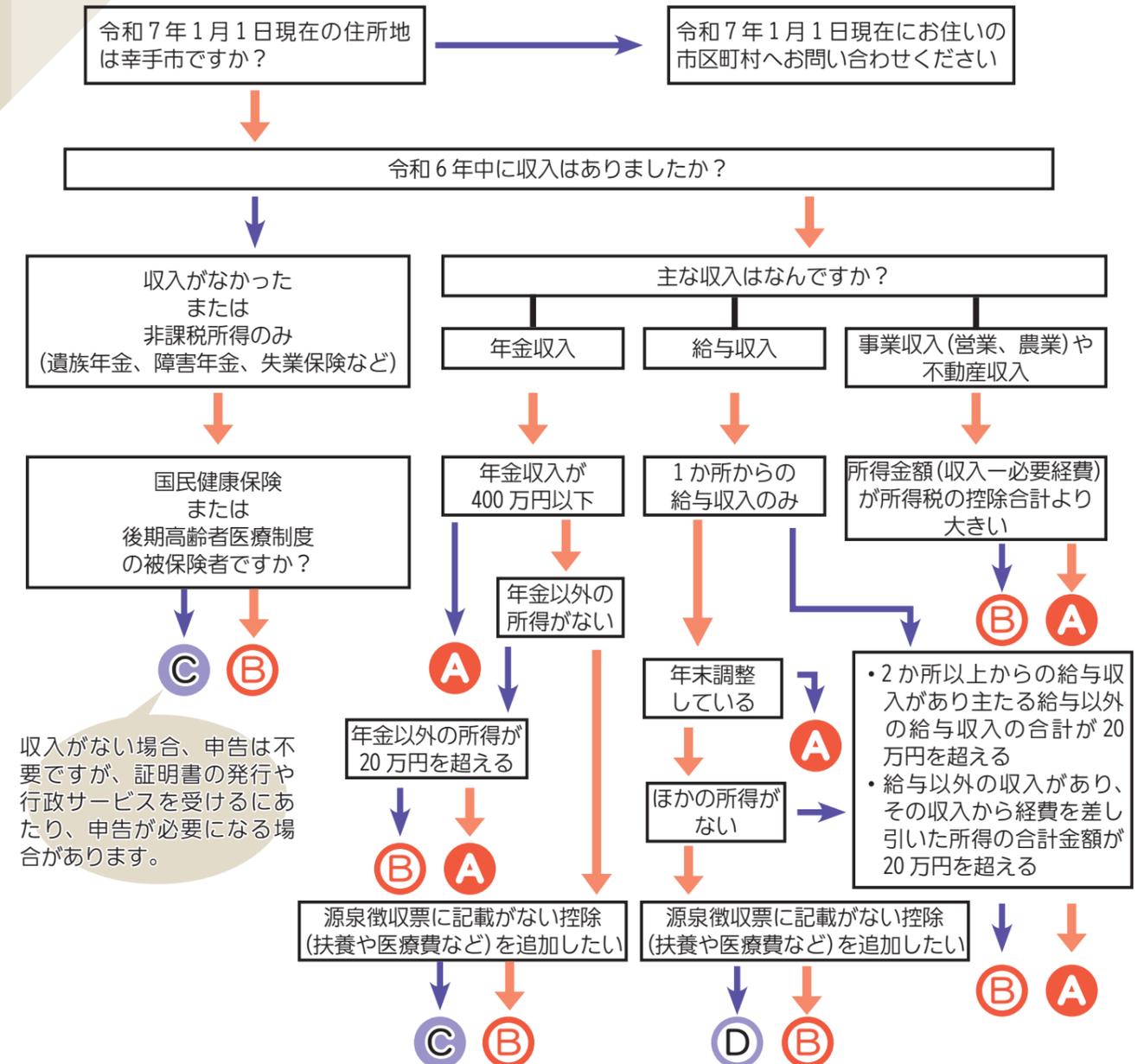
申告受付期間 2月17日(月)～3月14日(金)

※郵送での提出や税務署での申告は、3月17日(月)までです。

問合せ 税務課☎(43)1111 内線133・☎(43)1125

▼市民税・県民税の申告

申告が必要かどうかについては、下記フローチャートを参照してください。



A	所得税の確定申告が必要です (所得税の確定申告書を提出すれば、市民税・県民税の申告は必要ありません)
B	市民税・県民税の申告が必要です (ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です)
C	所得税の確定申告、市民税・県民税の申告は必要ありません (ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です)
D	所得税の確定申告、市民税・県民税の申告は必要ありません